

## 学校心理士資格認定規定

第1条 一般社団法人学校心理士認定運営機構（以下「機構」という）は、心理教育援助サービスの向上をはかるために、機構定款第4条（1）に基づき、学校心理士の認定及び更新（以下「認定」という）を行う。

2. 学校心理士とは学校心理士、学校心理士スーパーバイザーおよび准学校心理士をいう。

第2条 この認定を行うために、学校心理士資格認定委員会（以下「資格認定委員会」という）、学校心理士スーパーバイザー資格認定委員会（以下「SV認定委員会」という）および准学校心理士資格認定委員会（以下「准学校心理士認定委員会」という）を設置する。

2. SV認定委員会については、機構定款第48条第2項に基づき、理事会の決議により定める。

3. 准学校心理士認定委員会については、前項と同じく理事会の決議により定める。

第3条 資格認定委員会は相当数の委員をもって構成する。

2. 資格認定委員会の委員長及び副委員長（若干名）は、機構理事会において資格認定委員会委員の中から選任されるものとする。委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。

3. 資格認定委員会の委員は、適切な能力をもつ者の中から委員長及び副委員長の推薦を受けて機構理事会において選任する。委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 資格認定委員長は、認定の結果を機構理事会に報告する。

第5条 資格認定委員会の審査に合格し登録等の所定費用を納入した者に対して、機構理事長は学校心理士の資格認定証を交付する。

2. 資格認定委員会は、認定を受けた者に「学校心理士倫理綱領」に違反するなど不適切な行為があった場合、認定を取り消す発議を機構理事会に行うことができる。

第6条 認定の業務は別に定める。

第7条 本規定の改定は資格認定委員会の議を経て、機構理事会の承認を得るものとする。

付則1 この規定は2001年11月25日より施行する。

2 この規定は2007年3月10日より施行する。

3 この規定は2010年5月22日より施行する。

4 この規定は2011年4月1日より施行する。

5 この規定は2012年1月1日より施行する。

6 この規定は2015年9月5日より施行する。

7 この規定は2019年10月26日より施行する。